

労働者福祉に関する要請

秋田県知事

1. 労働者福祉の向上・前進に向け、秋田県労福協および構成団体である労福事業団体（東北労働金庫秋田県本部、全労済秋田県本部、秋田県勤労者住宅生活協同組合、財団法人秋田県労働会館）への引き続きのご支援・ご協力をお願いするとともに、県民に対して事業内容や制度の宣伝・周知を要請します。
2. 中小企業勤労者福祉サービスセンターの県内各地への拠点設置を展望し、地域の福祉団体、NPO等との連携による生活相談、子育て・介護支援、自己啓発、生涯生活設計支援など、勤労者の多様なニーズに応えるサービスを提供すること。
3. 秋田県内のメーデーに対する協賛金について、「60万円」を要請します。
4. 県内各地から多くの参加を得て成功裏に開催された秋田労福協「チャリティーゴルフ大会」は、参加者や協賛団体から寄せられたご厚意を、災害遺児愛護会をはじめとする県内の福祉団体に寄贈し、開催の目的を果たすことができました。来年度以降についてもこの趣旨をご理解いただき、協賛広告や役職員の多数の参加を要請します。
5. 「多重債務問題改善プログラム」に基づき、県の多重債務者対策協議会を中心に、実効性のある以下の施策の着実な実行を要請します。
 - 1) 市町村自治体における相談窓口の整備・強化など体制の拡充、連携強化等に対する支援体制の整備。
 - 2) 民間非営利（労金・生協・NPO等）による低利融資の拡充のための自治体提携融資制度の充実、貸し手側のリスク軽減に対する積極支援。
生活福祉資金貸付金制度における民間金融機関の審査ノウハウの活用。
 - 3) 多重債務問題における自殺防止対策としての啓発行動（借金は必ず解決できる）、相談窓口への迅速な誘導対策の積極的取り組み。
6. 生活保護制度の適正な運用・制度の改革・相談体制の充実について以下の具体的内容と政府・関係省庁への働きかけを要請します。
 - 1) 生活保護の申請権を侵害する違法な運用（いわゆる水際作戦）の是正とケースワーカーの増員。
 - 2) 捕捉率（生活保護基準以下の生活者のうちの保護受給者の割合）調査の実施と結果の公表。捕捉率を高めるための施策実施と県民への制度周知。

7. 秋田労福協が、弁護士会、司法書士会、NPO等との提携のもと、「暮らしなんでも相談」として昨年12月に開設した「ライフサポートセンターあきた」は、1年が経過しようとしています。この間、急激な雇用情勢の悪化もあって、センターには多くの相談が寄せられました。今後も、勤労者の暮らしに関する不安を解消し、地域福祉の向上を目指した活動を展開していきますが、県としても下記についてこの趣旨をご理解の上、ご指導、ご協力をいただくよう要請します。

1) 多重債務問題に関しては、当センターでも労金を窓口に対応していきますが、県としても各地域での消費生活相談員の増員、並びに十分な権限付与と待遇の改善が図れるよう要請します。

2) 地域住民への広報活動については当センターでも努めていますが、県民へより周知できるよう、啓発・宣伝への協力を要請します。

(美の国ネット・ふきのとうホットライン等)

3) センターへの相談内容は多岐に渡っていますが、職を失なったまま新たな仕事に就けない方の相談が数多くありました。その多くは、医療費の問題、年金の問題、住居の問題等複数の問題を抱えたままです。今の雇用情勢が続けば更に深刻な状況になることは目に見えています。離職者への就労・自立支援に向けて、県として様々な角度から施策の展開・実行を要請します。

8. 秋田県勤労者住宅生活協同組合は、1～2年後に事業清算を検討しております。

そこで、団地開発に伴う法面等について行政で管理の引継ぎの検討を要請します。

なお、一定の年数については管理費を納付する用意もあります。